

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】

3

◇ 告示

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】
- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定【港湾空港局整備保全部整備保全課】
- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の負担割合【港湾空港局整備保全部整備保全課】
- 北九州広域都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】

5

6

8

9

◇ 公告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】

10

◇ 訓令

- 北九州市副市長以下専決規程及び北九州市区長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】

11

◇ 訂正

- 第4223号の訂正【上下水道局総務経営部営業課】

12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

若戸大橋及び若戸トンネルの維持管理を行う係を新設する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、平成30年12月1日から施行することにしました。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第62号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条建設局道路部道路維持課の項中「道路環境係」を「道路環境係
若戸大橋管理係」
に改める。

第3条建設局道路部道路維持課道路維持係の項第4号中「こと」の次に「（維持管理を除く。）」を加え、同条建設局道路部道路維持課の項に次のように加える。

若戸大橋管理係

（1） 若戸大橋及び若戸トンネルに関すること（維持管理に限る。）。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 保健福祉局に総合保健福祉センターを担任する総合保健福祉センター担当部長を置く。

第5条第14項中「安全管理担当参事」を「総合保健福祉センター担当部長」に改め、「、参事」の次に「（安全管理担当参事を除く。）」を加え、「アジア低炭素化センター担当課長」を「市民センター整備担当課長、スポーツ施設担当課長、介護サービス担当課長、アジア低炭素化センター担当課長、若戸大橋管理担当課長及び業務担当課長」に改め、同項を同条第15項とし、同条中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 建設局道路部に若戸大橋及び若戸トンネルの維持管理を担当する若戸大橋管理担当課長を置く。

第7条中「以下」を「次条第3項及び第7項において」に改める。

第8条第3項中「（保健所担当部長及びアジア低炭素化センター担当部長を除く。）」を削り、同条第7項中「アジア低炭素化センター担当課長」の次に「、若戸大橋管理担当課長」を加え、「以下」を「次条において」に、「課長が」を「これらの者が」に改める。

第9条中「安全管理担当参事」の次に「、総合保健福祉センター担当部長」

を加える。

付 則

この規則は、平成30年12月1日から施行する。

北九州市告示第466号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成30年12月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 認可地縁団体の名称
東29区脇の浦自治会
- 2 代表者の住所の変更

変更前後の別	代表者の住所
変更前	北九州市若松区大字小竹1741番地1
変更後	北九州市若松区大字小竹1744番地2

- 3 変更年月日
平成30年5月23日

北九州市告示第467号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第2条第2項の規定により、同条第1項に定める負担対象工事を次のとおり指定する。

平成30年12月4日

北九州市長 北 橋 健 治

工事の種類	工事名	工事の実施された場所	工事の完了の日	工事に要した費用（円）
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の建設又は改良の工事	砂津緑地整備工事	小倉北区浅野三丁目	平成30年3月31日	13,917,960
	響灘緑地整備工事	若松区響町一丁目		
港湾環境整備施設（施設の敷地を含む。）の維持の工事	新門司地区管理業務	門司区新門司北二丁目、新門司北三丁目、新門司一丁目、大字今津及び大字猿喰	平成30年3月31日	65,493,360
	太刀浦地区管理業務	門司区太刀浦海岸		
	旧門司地区管理業務	門司区東港町及び旧門司二丁目		
	西海岸地区管理業務	門司区港町、西海岸一丁目及び東港町		
	大里地区管理業務	門司区大里本町三丁目		
	日明地区管理業務	小倉北区西		

	業務	港町		
	戸畑地区管理業務	戸畑区川代二丁目		
	八幡地区管理業務	八幡東区大字枝光		
	若松地区管理業務	若松区久岐の浜及び本町一丁目		
	響灘地区管理業務	若松区響町一丁目		
港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事	新門司地区清掃ほか業務 太刀浦地区清掃ほか業務 旧門司地区清掃ほか業務 田野浦地区清掃ほか業務 大里地区清掃ほか業務 浅野地区清掃ほか業務 日明地区清掃ほか業務 洞海地区清掃ほか業務 戸畑地区清掃ほか業務 若松地区清掃ほか業務 八幡地区清掃ほか業務 響灘地区清掃ほか業務	北九州港臨港地区並びに港湾区域内の門司地区、小倉地区及び洞海地区	平成30年 3月31日	69,474,582

北九州市告示第468号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和55年北九州市条例第12号）第4条第1号の規定により、負担対象工事に要する費用の負担割合を次のとおり定める。

平成30年12月4日

北九州市長 北 橋 健 治

工 事 名	負担割合
砂津緑地整備工事（平成29年度に実施した工事に限る。）	16分の1
響灘緑地整備工事（平成29年度に実施した工事に限る。）	16分の1

北九州市告示第469号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年12月4日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画の名称
7・5・1号 和布刈公園
- 3 都市計画を変更した土地の区域
北九州市門司区大字門司
- 4 縦覧場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局公園緑地部緑政課

北九州市公告第781号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年12月4日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区長尾四丁目2593番1、2603番1及び2603番4	山口県宇部市中村三丁目3番16-2号 松永 馨 福岡県京都郡苅田町磯浜町一丁目8番地2 畑田美智子 北九州市小倉南区中曾根一丁目15番3-102号 トライアップ不動産株式会社 代表取締役 早田秀司

北九州市訓令第6号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市区長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年11月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程及び北九州市区長以下専決規程の一部を改正する訓令

(北九州市副市長以下専決規程の一部改正)

第1条 北九州市副市長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総合保健福祉センター担当部長」の次に「及び若戸大橋管理担当課長」を加える。

別表第1の課長の欄中「食の魅力創造・発信室次長」を「食の魅力創造・若戸大橋管理担当課長」に改める。

別表第3の11の表の局長の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 道路法第46条第1項第1号の規定による国道及び主要地方道の両側の通行禁止又は通行制限

別表第3の11の表の総務部長の項第1号中「通行禁止」を「両側の通行禁止又は通行制限」に改め、同表に次のように加える。

若戸大橋管理 担当課長	(1) 道路法第46条第1項各号の規定による若戸大橋の片側及び若戸トンネルの通行禁止又は通行制限
----------------	--

(北九州市区長以下専決規程の一部改正)

第2条 北九州市区長以下専決規程(昭和43年北九州市訓令第11号)の一部を次のように改正する。

別表第2のまちづくり整備課長の項第4号中「国道」を「道路法第46条第1項各号の規定による国道(若戸大橋を除く。)」に改め、「道路」の次に「(若戸トンネルを除く。)」を加える。

付 則

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正の箇所	正	誤
平成30年	第4223号	15	木屋瀬五丁目 目の項中	148番 8、14 8番15 、148 番19及 び148 番20	148番 8及び1 48番1 9